

離婚訴訟提起に関する注意事項について

令和4年6月
鹿児島家庭裁判所人訴・審判係

訴状の補正をお願いすることが多い事項等をまとめています。

訴状提出チェック表と共に訴状提出時の参考にしてください。補正すべき内容によっては、補正が終わるまで訴状の送達ができない場合がありますので、ご注意ください。

また、訴状提出時に訴訟進行に関する照会書(原告用)の提出もお願いします。

第1 秘匿情報について

- 1 提出する書類に秘匿を希望する住所や個人番号(マイナンバー)等があらわれていないか確認してください。
- 2 書証等に秘匿を希望する住所や個人番号(マイナンバー)が記載されている場合は、マスキングをして提出してください。
 - ※ 秘匿を希望される住所の記載が多くみられる書類；委任状、診断書、年金分割情報通知書、源泉徴収票、生活保護受給証明書、同決定書等
 - ※ 個人番号の記載が多く見られる書類；住民票、源泉徴収票、確定申告書等
- 3 訴えの提起に当たり、住所の秘匿を希望するときは、記録上、秘匿を希望される現住所等があらわれていない場合でも、秘匿希望の申述書に、秘匿を希望する情報(住所等)、秘匿の扱いを希望する理由等を記載の上、提出してください。
 - ※ 秘匿を希望する情報を秘匿情報として扱うかどうかは、最終的には裁判官が判断することになります。希望どおりの取扱いをしない場合は、裁判所から住所などの補正を求めることがあります。

第2 訴状の記載について

- 1 当事者の表示
 - ① 本籍を記載し、②当事者の氏名に、必ず「フリガナ」を付してください。
当事者の本籍地、氏名の記載が戸籍と一致しているか、当事者の住所に間違いはないか、管轄はあるか、ご確認ください。
- 2 請求の趣旨
 - (1) 未成年者がいる場合、職権発動を促す意味として親権者指定について記載し、未成年者名について、「フリガナ」を付してください。

- (2) 養育費の支払請求は、支払の始期（いつから）と終期（いつまで）を記載してください。

終期は、成人年齢が18歳に引き下げられることから、「満18歳」や「満20歳」等のように明確に記載してください。

例：○「満20歳に達する日の属する月まで」等

×「成人に達する日の属する月まで」等

- (3) 財産分与申立てにおける金銭請求や離婚そのものによる慰謝料請求をする場合

- ① 遅延損害金の起算日について

財産分与申立てにおける金銭請求や離婚そのものによる慰謝料（慰謝料の内容は、①離婚原因である個別的不法行為による慰謝料と、②離婚そのものによる慰謝料とに分かれるところ、②の慰謝料を指します。）の請求は、離婚請求が認容され、判決が確定して初めて認められる請求であることから、遅延損害金の起算日を「訴状送達の日翌日から」とするのは誤りです。

例：○「本判決確定の日翌日から」

×「訴状送達の日翌日から」

- ② 仮執行宣言の申立てについて

財産分与請求や離婚そのものによる慰謝料請求では、判決確定までは権利の具体的内容が形成されないため、判決において仮執行宣言を付すことは不相当とされています。

- ③ 遅延損害金の利率は、民法改正後は年3分です。

- (4) 年金分割の附帯処分申立てをされる場合、訴状に別紙として年金分割情報通知書の写しを添付し、同通知書の原本を併せてご提出ください。

情報通知書には有効期間（情報提供日が訴え提起等から1年以内）があります。

※ 情報通知書を取得中である場合、取り寄せ次第追完することを訴状提出時に送付書に添えるか、訴状の中に記載する等してください。

3 請求の表示

- (1) 離婚請求の場合、民法770条1項所定のどの離婚事由に基づく請求なのかを条文を明記して、明確に記載してください。

- (2) 調停事件について、調停申立日、家裁名、事件番号、調停終了日、不成立になった理由等（争点や相手方の主張等）を記載してください。

※ 当庁で調停前置事件が係属していた場合、上記内容が記載されていれば、

不成立証明書の添付不要としています。

- (3) 離婚と共に損害賠償請求を求める場合には、離婚そのものによる慰謝料なのか、離婚原因である個別的不法行為による慰謝料なのか判断がつくように請求を特定して記載してください。
- (4) 財産分与請求をする時は、基準日についての主張もできるだけ記載してください。

調停段階で、「婚姻関係財産一覧表」を作成している場合は、訴状に別紙として添付してください。

財産関係の資料（不動産登記事項証明書、評価証明書等）を書証として早期にご準備ください。

- (5) 養育費請求をするときは、収入に関する資料（源泉徴収票、課税証明書等最新の収入資料）を書証として提出してください。
 - (6) 親権者指定につき、争点となる見込みで、調停前置事件で未成年者の調査官調査が実施されている場合には、調査報告書を書証として早期に提出してください。
- 4 その他

請求の原因の記載中、次の誤りが多く見られますので、ご注意ください。

「原告」と「被告」の記載が逆になっているもの、「原告」と「被告」の表示が「申立人」、「相手方」と記載されているもの、請求の趣旨と請求の原因の結語（まとめ）の記載が齟齬しているもの等。

第3 書証（証拠）について

- 1 訴状と共に書証を提出する際には、対応する証拠説明書を訴状提出時に提出してください。
- 2 標目は、書証の記載をもとに正確に記載してください。
- 3 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を書証としても提出してください。
- 4 重要な書証の写し（民訴規則55条2項）

※ 重要な書証として、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、暴力行為を主張しているときの診断書、養育費の算定の根拠となる収入に関する資料、財産分与の対象となる財産資料等は早急に提出してください。

第4 訴状等の添付書類

- 1 訴訟委任状の提出が必要になります。
手続代理委任状を提出しないようにしてください。

- 2 戸籍全部事項記載証明書（戸籍謄本）（人訴規則 13 条）
書証とは別に添付書類として原本も提出してください。
- 3 年金分割にかかる情報通知書の原本（1 年以内）
訴状に別紙として写しを添付するのは別に原本も提出してください。
- 4 調停終了証明書（鹿児島家庭裁判所本庁以外で調停をした場合）

第 5 渉外人事訴訟について

- 1 訴状の当事者の表示には、**国籍**を記載してください。
- 2 渉外事件では、**国際裁判管轄及び準拠法の記載**をお願いします。
国際裁判管轄については、人事訴訟法の改正（平成 31 年 4 月 1 日施行）により同法 3 条の 2 が設けられましたので、どの条項に該当するか明示してください。
- 3 被告が外国に居住しており、その住所が判明している場合、訴状、添付書類及び証拠の各訳文が必要となります（被告が日本人の場合で外国に居住している場合でも必要な場合があります。）。
また、裁判所が作成する期日呼出状や判決の訳文も提出していただくこととなります。訳文が必要かどうか及び翻訳すべき言語については、送達先等によって異なりますので、人訴・審判係までお問合せください。
- 4 外国に住所等があった被告の所在が不明な場合は、出入国管理記録（日本に入国している場合）の写しの提出が必要となります。外国においてすべき送達について、公示送達を実施するためには、住所地の調査が必要です。予め国際スピード郵便（EMS 郵便）等を利用していただき、郵便物が所在不明等で返戻されたことが分かる資料を提出してください。
- 5 準拠法が外国法となる場合は、参考資料として、当該外国法の条文（和訳を含む。）を添付してください。

第 6 その他

- 1 訴訟救助付与を求める場合、直近 3 か月分の家計収支表や直近の預貯金の通帳写しを提出していただく場合があります。できるだけ申立時に疎明資料として添付してください。
- 2 郵便切手
原告及び被告各 1 名の場合 5,802 円分
（内訳）
500 円×8 枚、100 円×6 枚、84 円×10 枚、50 円×2 枚

20円×8枚、10円×6枚、5円×6枚、2円×6枚
(被告が1名増えるごとに2,198円(500円×4枚、84円×2枚、10円×2枚、5円×2枚)を増額。)

以上